

知財高等裁判所の設置に関する提案（骨子）

2003年1月10日

第一 趣旨

知的財産にかかる訴訟手続の一層の充実及び迅速化、裁判所の専門的な処理体制の整備を図るため、知的財産高等裁判所の設置及び必要な訴訟手続の改革を定める。

第二 知的財産高等裁判所の設置

- 一 裁判所法第2条第1項に規定する下級裁判所として、知的財産高等裁判所を設置する。
- 二 知的財産高等裁判所の長は、知的財産高等裁判所長官とする。

第三 構成、裁判官及び裁判権等

- 一 知的財産高等裁判所は、知的財産高等裁判所長官及び相応な員数の判事でこれを構成する。
- 二 知的財産高等裁判所長官は、裁判所法第42条第1項による者の中からこれを任命する。
- 三 知的財産高等裁判所の判事については、裁判所法第42条に該当する者のほか、特許庁審査官や審判官、大学の理学、工学、医学など理工学の教授又は助教授、知財弁護士、弁理士等の職において十分な経験のある者からの登用も可能なよう手当する。
- 四 知的財産高等裁判所は、裁判官の合議体でその事件を取り扱う。合議体の裁判官の員数は、3人とし、そのうち1人を裁判長とする。ただし、次の場合については、大法廷において行う。
 - 1 法令の解釈適用について、判例を統一する必要があるとき。
 - 2 その他必要と認めるとき。
- 五 知的財産高等裁判所は、知的財産権侵害訴訟事件の第一審判決に対する控訴事件及び現行特許法第178条第1項、実用新案法第47条第1項、意匠法第59条第1項及び商標法第63条第1項に係る訴訟事件について専属的裁判権を有する。

第四 上告

知的財産高等裁判所の判決については、最高裁判所に上告することを妨げない。

第五 知財弁護士の創設

知的財産事件を専門に扱う弁護士の増強のため、知財弁護士制度及び知財ロースクールを創設する。

第六 知的財産訴訟手続の改革

知的財産訴訟の特殊性に鑑み、地方裁判所及び知的財産高等裁判所における訴訟手続を見直す。

- 一 【裁判期間の上限】知的財産権に関する事件については、訴訟の判決は事件を受理した日から1年以内に、これをするように努めなければならない。
- 二 【迅速な真実解明への協力義務】知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟において、当事者は、裁判所による迅速な真実解明に協力する義務を負う。当事者が正当な理由なくこの義務に違反した場合、裁判所は、当該義務違反当事者に不利益な心証を形成しなければならない。
- 三 【具体的態様の明示義務】相手方が自己の行為の具体的態様を明らかにしない場合には、知的財産権者、専用実施権者又は専用使用権者が侵害の行為を組成したものと主張する物又は方法の具体的態様を相手方が自白したものとみなす。
- 四 【書類の提出等】侵害行為の立証に必要と認められる場合には、裁判所は、当該侵害行為について立証するため必要な書類の提出を当事者に命じなければならない。
- 五 【侵害立証のための鑑定】知的財産権、専用実施権又は専用使用権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為を立証するため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に対し、当該鑑定をするため必要な事項について説明しなければならない。
- 六 【営業秘密保護手続】裁判所は、不正競争防止法第2条第4項に定義される営業秘密に係る主張立証を要する裁判においては、当事者に対し、当該営業秘密を保護するために必要な措置を命ずることができる。